

第34回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成29年4月10日(月)

招集場所 役場本庁舎2階大会議室

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(12人)

1番	中田 泰	9番	清水 干城
2番	見山 収	10番	石原 一男
3番	宇田川 潔	11番	一二三 八郎
4番	松原 憲治	12番	上前 梅夫
5番	長尾 保	13番	川上 博久
6番	宇田川 保		
7番	谷口 一郎		

欠席委員(1人)

8番 佐藤 誠

職員及び関係者 局長 石原由美子
前局長 下垣 吉正
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	国土調査法に基づく地積調査に係る地目認定について
第2号議案	農用地利用集積計画(案)について
第3号議案	農用地利用配分計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

10番委員 石原 一男 12番委員 上前 梅夫

下 垣： 皆さんおはようございます。定刻より若干早いようでございますが、所定の方はご出席いただいたので、これから総会の方に入らせて頂きたいと思いますが、4月1日に町の方が、人事異動で変わりましたので、簡単にご紹介させて頂いて、総会の方に入らせて頂きたいと思います。私、下垣でございますが、今まで1年間お世話になっておりましたが、農業委員会の併任事例がとけて、農林産業課と言う事になりましたので、1年間ではございましたが、引き続いて、一緒に江府町の農業をしっかりと盛り上げて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

石 原： この度の移動で総務課から農業委員会事務局の方に移動して参りました、石原でございます。農業に関しましては、何の知識も経験も全くございませんので、皆様方に多々ご迷惑を掛ける事は有ると思ひますけれども、皆様方のご助言を得ながら仕事にまい進して行きたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

松 原： 失礼します。事務局をさせて頂いておりました、松原でございます。この度の人事異動で、農林産業課を引き続き、農業委員会事務局の兼務が取れたと言うだけでございまして、引き続き農林産業課と、農業委員会様と一体と成っている色々な仕事を進めて行かなければならないという事で、引き続きよろしくお願ひします。

下 垣： 大変忙しい所お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから第34回農業委員会総会の方を開催させて頂きます。松原会長、挨拶をお願いします。

会 長： 皆さんおはようございます。非常に気候が良くなって、何かとご多用の所、お集まり頂きまして、ありがとうございます。ただいま、自己紹介をして頂きました様に、この度の人事異動で、農業委員会の体制が変わった訳でございます。下垣課長、松原さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。新しく事務局長に成られました、石原さんには、初めての事で大変だとは思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。1年前、農林産業課と農業委員会と一緒にやる仕組みを作って頂きまして、非常に喜んでいた訳ですが、この度の人事で、昔の体制に帰ったと言ひますか、そういう所がございまして、ちょっと残念な気はする訳ですが、これからますます農林産業課と我々が一体と成って、二人三脚でやって行かなければいけない状況にある訳でございまして、組織的には、町長の考えでございしますので、やもうえないんですけれども、実態としては、先程、農林課長も言っ頂いたように、一緒に成ってやって行かなければならないという事で、力強い言葉も頂いておりますのでどうぞよろしくお願ひをしたいと思ひます。もう1つは、前回の総会で、お諮りしたんですが、農業委員と推進委員の募集の事でございまして、締め切りが終わっているんですけれども、若干定数に満たなかったという事でございしますので、その他の事項に、資料も付いておりますので、そこの所で意見を頂けたらと言う風に思ひます。今日の総会、よろしくお願ひします。以上です。

議長： ただ今から総会の審議に入ります。今日の欠席の通告は、佐藤委員でございます。出席は12名ですので、会議は成立致します。議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名することに異議はございませんか。

委員： はい（全員）

議長： 議事録署名委員は、10番、石原委員、12番、上前委員にお願いします。尚、本日の会議書記は、事務局を指名いたします。それでは議事に入ります。今日の議案は3件ございます。議案第1号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 失礼します、お手元の資料、議案第1号として用意させて頂いております。国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、でございます。これにつきましては、建設課の方から、正式に農業委員会の方に、審議を求めるという事で、議案が提出されましたので、おはかりをして頂ければと思います。この度は、2件ございます。洲河崎と武庫、この地区で地籍調査を実施しております、洲河崎につきましては、かなり筆数が多ございまして、200弱の筆数、武庫につきましては、100弱の筆数の地籍調査が上がっております。この中で地目変更が有ります地目、農地から農地以外が、議案第1号の1ページ目に記載している通りでございます。中身に付きましては、2ページ目をご覧頂ければと思います。こちらの地図が、平成27年度から28年度にかけて、建設課の方が実施しました、地籍調査の実施個所の方です。赤で色が塗ってある所が今回調査対象外と言う事で、圃場整備はしてあるので、地籍調査は実施されておられません。それ以外の所が1から29まで有ると思いますが、こちらの方が、小字ごとに地籍調査が実施された物でございます。それぞれの字ごとの実施状況につきましては、こちらの資料の方に、小字の一部であるとか、全部で有るとか載っております。3ページ目以降が、それぞれの詳しい地籍調査の内容でございます。この度、ご審議頂きたいのが、洲河崎からですけれども、もう1つ、A3の地図を別紙で付けさせて頂いております。議案第1号資料1、洲河崎実施区域図と言う事で、7ページあります。こちらの図面は事情に分かりにくくて申し訳ございません。原寸大の地図は窓側に置いております、担当委員さんには事前に確認して頂いているんですけれども、皆さんには余りにも大きすぎる地図でしたので、今回は縮小させて頂いております。それぞれ見て頂きますと、先ずA3の地図を見て頂ければと思うんですけれども、実施区域図で最初のページの真ん中の方に空白部分が有るのは、日野川でございます。日野川の中に農地が残っていたりしまして、これは、色が非常に分かりにくいんですけれども、薄い色が塗ってあるのが、赤色でございまして、農地から農地以外、完全に河川内に入っている様な農地が有りまして、これは完全に地籍調査で農地から外してしまうと言う内容でございます。後、日野川から入った所に、こちらの方にも、若干外れた所がありますけれども、これらも農地パトロールでB判定の所の様な農地でございまして、この度の地籍調査で、現況通

り農地から農地以外に除外すると言う内容でございます。緑色は、2ページ目を見て頂きますと、場所が分かりにくいのですが、洲河崎の下の集落の辺です、この上に行きますと、総合体育館の方に行くんですけども、緑の色が塗ってありますが、これは、農地から農地と言う事で、何か変更があった物ではございませんので、この度のご審議いただく内容ではございません。後は、道路の方に河川の様な、農道の様な色が塗ってありますけれども、こちらの方も、農地から農地以外にすると言う様な物でございます。3枚目をはぐって頂きますと、こちらの方も、洲河崎の、この空白地帯は、圃場整備がしてあります、洲河崎の広い田んぼでございます、こちらの方は、地籍調査は関係ありませんので、こちらの左側に色が塗ってある箇所が、洲河崎の集落内です。緑色は農地から農地ですので関係ないんですけども、住宅周りの小さい畑を、農地から農地以外にさして貰えばと言う内容でございます。もう1ページはぐって頂きますと、資料4と書いて有りますが、これが洲河崎のさらに集落の奥に入った、この奥には砂防が有るんですけども、こちらの方も、農地パトロールをしますと、殆んどが、今耕作されていまして、この実態に合わせるという様な内容でございます。最後、資料5を見て頂きますと、洲河崎の一番上の、下って行きますと下安井の方に繋がるんですけども、その下の方の集落でございます、これらも今度は、家周りを、実際には宅地に成っている様な土地が有りまして、これも実態に合わせてしまうと言う、現況通り地籍の方で、地目変更できればと言う内容でございます。洲河崎については、殆んどが、圃場整備のしていない畑地でございます、詳しい1つずつの筆は、議案第1号の4ページ目以降に、それぞれ調査前が、畑であったり、田んぼもあるんですけども、畑から、どういう風に、墓地で有ったり、原野で有ったり、宅地だったり、山林だったりと言う、地籍は現況主義でありますので、現況に合わせた地目変更をさせて頂ければ、と言う内容でございます。もう1件、武庫が出て来ておまして、武庫の方につきましては、A3の6ページ、7ページ、そちらの方の、それぞれの地目ごとの物が、議案第1号の20ページから以下が、その様な内容でございます。資料6を見て頂きますと、日野レミコンが有るところでございます、真ん中の道路が、国道181号線でございます。まず国道が、元々は農地に成っていた様でございます、これを農地から外すという、転用と、レミコンが有ります土地が、元々農地だった様ですけども、これは、主に、一反の方々から賃借で借りられているんですけども、こちらの方を、宅地の様な地目変更が出ておます。最後のページなんですけれども、これも、ほとんど、日野川は左端の方でございます、日野川の中に農地が残っている様な所が有りまして、それを外したり、実際には、家周りの物を外すと言う内容でございます。地図が非常に見にくくて申し訳ございませんが、大きい図面はあちらの方に置いてありますので、詳しく見て頂けたらと思います。議案事項については以上です。

議長： ありがとうございます。地目認定ですが、下安井は私の担当なんです、下安井、洲河崎、宇田川保委員と一緒に、農地パトロールをしまして、実態は、先程事務局から話が有りました様に、川の中に田んぼとか、畑が残っている様な形に成っているという様

な状況でございまして、この度、地籍調査で、現況に合わせて変えて貰うというのがよろしいかと思えます。筆数が非常に多いんですけども、農地パトロールで確認しておりますし、地権者さんの同意も、建設側では開いているという事でございますので、審議の程、よろしくお願ひしたいと思えます。宇田川委員、何かありますか。

6 番： 私の所が入っていますけれども、2回ほど会合に出て、皆、承諾しましたので、間違いなく精査せれていると思えます。

議 長： それでは、議案第1号、審議に入りたいと思えますが、質疑に入りたいと思えますが、何かご意見なある方、よろしくお願ひします。

13番： 前に農業委員がパトロールをした時に、相違された所はない訳ですか。食い違った所とか、そういう所は、地籍調査の部分と、パトロールをした結果は合っているんですか。

事務局： 合っています。現況に合わせたような、地籍調査ではBとかAと言うのは判断しませんので、あくまで現況として、どういう農地に使ってあるかと言う風で、もう1つ言いますと、実際には宅地であっても、農地法上は農地として使ってあれば、農地法上になりますので、その辺りは、現況に、農地以外から農地となった符でもあります。

議 長： よろしいですか。後、何かありませんか。ご意見が無い様ですので、議案第1号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。賛成ですので、原案通り承認いたします。続きまして、議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、を議題とします。事務局よりお願いします。

事務局： お手元の方に、議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、町の方から意見決定に当たり審議を求めるという事で、提出されております。お手元の資料、議案第2号の3ページ目以降をご覧頂ければと思えます。今回は利用集積計画が11件、26筆、約2.4haほど出ています。具体的な中身につきましては、4ページ目以降に記載してあります。整理番号50番、こちらの方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんと、〇〇の〇〇〇〇さんが、相対で農地の貸し借りをされるという内容でございます。4ページの51から5ページの52番までは、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと、地元の、〇〇さん、〇〇さんの農地を、この度新規で、利用権設定の手続きをして頂いたというものでございます。53番、〇〇〇〇〇〇〇と〇〇の〇〇〇〇さんの農地の貸し借りでございます。こちら5筆出ておりました、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、この5筆を預けるという内容でございます。

これは議案第3号で、後程、農用地利用配分計画で出て来ますけれども、〇〇〇〇さんの方に、中間管理を通して転貸すると言う内容でございます。6ページ目の54番は、〇〇〇〇の〇〇〇〇と、〇〇〇〇さんの農地の貸し借りでございます。6ページの55番から7ページの57番までが、〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、それぞれ農地の貸し借りをされている物でございます。これも以前貸し借りをされていたんですけれども、12月で一旦切れておりまして、手続きが遅れたという事で、新規となっておりますが、実際には再設定でございます。7ページの58番から8ページの60番にかけては、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇さんの〇〇さんと、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんが、それぞれ同じ集落内の、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの農地を貸し借りすると言う物でございます。こちらの方も、新規とは成っているんですけれども、空白期間が1か月以上空いたために、更新ではなくなって、新規の取扱いに成ったと言う内容でございます。今回全て新規となっておりますが、殆んど再設定でございます。12ページにそれぞれの借り受けの方の耕作の状況を記載しております。いずれの方も、5反以上作られている様な、江府町が定める、担い手に準ずる方として、以前から、利用権設定等を結ばれている方でございます。こちらの方は以上です。

議長： ありがとうございます。利用権設定、全部新規になっています。それぞれの地区の担当委員さんにコメントを頂きたいと思うんですが、佐藤委員はご欠席でございますので、50番のコメントは頂けないんですが、51番、52番は俣野、宇田川潔委員、何かありますか。よろしいですか。

3 番： はい。

議長： 53番、見山委員。

2 番： 53番の〇さんは、ここに書いて有る様に、町外の方で、実際田んぼはされておられません、中間管理機構を通して、良いのではないかと思います。

議長： ありがとうございます。54番は、中田委員。

1 番： 私ですけれども、〇〇〇〇さんの所の田んぼを、借り受けて作るという事にしました。見詰という所なんですが、県道の方から、道下に見える、良く分かるような所だと思いますけれども、私の田んぼが下にありますので、〇〇さんが作られないという事で、一緒に作らせてほしいなと言う事で、お願いをしておりますので、よろしくお願ひします。

議長： 55番から57番まで、上前委員。

12番： 事務局から説明の有った様に、新規とは成っていますけれども、再設定で、これは大

満の下の方で、〇〇さんは〇〇の〇〇さん、〇〇さんは、今、不在ですが、以前から〇〇さんが作っておられて、再契約です。以上です。

議 長： ありがとうございます。58番から60番、一二三委員。

11番： 再設定で、〇〇〇〇〇はうちの〇〇になりますが、これも再設定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、59番でございますけれども、これも再設定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。60番に上がっております、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さん、今まで作ってありませんでしたので、村の近くでもありますし、非常にやり易い所でもありまして、〇〇〇〇さんが耕作させて頂きたいと言う事で、話が出来たところでございますので、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

議 長： ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思ひます。何かありますか。

13番： 利用権設定の場合に、12月31日と言うのが、これからはそう言う方向が正しいと思うんですけれども、農地中間管理機構の場合に、4月9日とありますが、終期が、それは。

事務局： 中間管理に10年出したいという事でした、本来は終期を、出来れば12月に合わせている所なんですけれども、この場合、事情が有りまして10年にしてもらってしまひて、その関係でどうしても12月にしてしまひますと、10年未満と言う事になりまして、ここを説明しておりませんで、すみません。それで10年と言う設定にさせて頂いておひます。

議 長： よろしゅうございますか。その他、何かございませんか。無い様でございますので、議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願ひします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。賛成ですので、原案通り承認いたします。続きまして、議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局より説明をお願ひします。

事務局： 失礼します。議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、説明をさせて頂きまひす。お手元の、議案第3号の資料の、3ページ目以降をご覧頂ければと思ひます。こちらの方は、先程の、利用集積計画（案）で説明をさせて頂きまひした通り、〇さんから、〇〇〇〇〇〇に一旦預けまひして、〇〇〇〇〇〇から転貸と言う事で、貸し借りをさせる

と言う物でございます。中身につきましては、先程の利用集積計画に上がって来ている物と全く同じでございます。宮市法人さんが、中間管理機構から、5筆お預かりするという内容でございます。先程も説明しました様に、10年と言う事でさせて頂いたんですけれども、ここは、4年10か月と記載の仕方の違いで、一応5年間と言う事でございます。機構は、5シーズンと言う括りをするようでした、例えば、5月から今年の1月でも、1シーズン、と言う様な、1営業期間と言う事で、一先ず、4月9日にしないと、10年と言いますか、満たないという事で、その様にさせて頂いています。10ページ目に地図を付けておまして、今回黄色で塗ってあります箇所が、宮市法人さんが作られる農地でございます。これ以外も、〇〇〇〇さんは、7ページの方に付けておられますが、既に〇〇ha程作られておまして、主に、〇〇、〇〇、〇〇と言う事で、今回農地を増やされるという内容でございます。こちらの方は、以上です。

議長： 議案第2号と関連したような話になりますが、これに付いて何かございますか。

5 番： 聞いても良いですか。聞き漏らしてしまって、なぜ10年の分が、4年10か月に、なるんですか、理由を教えてください。

事務局： 機構には10年で貸し付けるという条件で、させて頂いておまして、その内の5年間を、他の周期と合わせると言う形で、5年間の転貸と言う形で、やらせてもらっています。出来れば、地権者さんからは、長期間やってもらいたいという、ある程度、纏めて出されますと、期間とか、協力金とかの対象に成る事も有りまして、それも含めまして、そういう事にさせて頂きました。ですので、実際は、〇〇には10年出しているんですけれども、〇〇さんには、一先ず5年間、貸し借りを、こういうやり方も可能でございます、恐らく〇〇〇〇さんが続けば、その後継続されて借りられるとは思いますが、一先ず、他と合わせて、5年で区切ったという事でございます。

5 番： わかりました。

議長： 他には、何かございますか。無い様でございますので、議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は、挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。賛成ですので、原案通り承認いたします。以上で議事は終わりましたので、その他の事項に入りたいと思います。その他の1番目、農業委員及び農用地利用最適化推進委員の再募集について、でございます。事務局よりお願いします。

事務局： 失礼します。お手元の方に、資料1と言う、資料を付けさせて頂いております。2枚

ほどありまして、資料1の2枚目を先にご覧頂ければと思います。新しい農業委員と農地利用最適化推進委員については、3月1日から3月31日まで募集をしております、その募集の、応募結果が、資料1の2ページ目に記載している通りでございます。定員11の所、推薦を受けられて、申し込みをされた方が3名、自ら応募された方が1名でございます。その内、認定農業者、中立委員、女性、何れも応募は有りませんでした。推薦を受けられた方の内訳は、〇〇、〇〇、〇〇、それぞれ1名です。お名前を言いますと、〇〇が〇〇〇〇様、〇〇は〇〇〇〇様、〇〇は〇〇〇〇様、と言う事でございます。〇〇は1名、〇〇〇〇された方がおられまして、こちらは、〇〇〇〇様でございます。次に、農地利用最適化推進ですけれども、定員が5名の所、推薦を受けられた方は1名と言う事で、〇〇〇1名で、〇〇〇様が〇〇〇から推薦を受けられて、申し込みを頂いております。これ以外の動きですけれども、実は、先週の金曜日に、〇〇の方で農業委員さんを決められた様でして、〇〇〇さんが出られるという様なお話を聞いております。ただ、今現在募集期間ではありませんので、正式に申し込みを受けた訳ではございませんが、その様なお話を聞いております。資料1の1ページ目に戻って頂きまして、以上の様な募集内容の結果でございます。定員を全く下回っておりますので、町及び農業委員会様合わせて、再募集をしなければ、と言う事でこの様な案を作らせて頂いております。現在定員に満たない農業委員さんの数が7名、農地利用最適化推進委員は4名、これらを再募集させて頂くと言う物でございます。中身につきましては、1回、既に募集を掛けておりますので、特段変更はありませんが、受付期間を、こちらの方で案を作らせてもらいましたのが、来週の4月17日から、きりの良い所で2週間、4月28日まで、再募集の期間にさせて貰ったらと思っております。4月14日に区長便が有りまして、総会後に編集委員会をまたお世話になるんですが、4月号の町報で応募状況と、資料1に載せた様な状況と、再募集についての記事を、ちょうどタイミングが合いましたので、町報に載せさせて頂ければと、事務局の方では考えております。このような形で再募集を、農業委員及び農地利用最適化推進委員、それぞれ、防災無線なりホームページ等でも、させて頂きますが、この様な形でさせて頂ければと思います。

議 長： 前回の総会の時にも、議論を若干して頂きましたけれども、結果が出てからと言う事だったので、今回結果が出た訳でございます、かなり数が足りないという状況でございます。この辺をどうするかと言う事なんですけれども、農業委員の場合は、町長が任命ですから、行政の方で頂くにしても、少なくとも、最適化推進委員は農業委員会で選んで、委嘱するというのが、建て前に成っておりますので、そこを、特にどうするかという話を、意見を頂いて、話し合っ頂きたいと思っておりますけれども、どうでしょうか、最適化推進委員さんは1名、地域割りが有りまして、江尾、日光で2名、米沢で2名、神奈川で1名、と言う風に成っておりますので、今後どういう風な形で、推薦と言うか、決めて行くかと言うのを、意見を頂けたらと言う風に思いますが、いかがでしょうか。

1 3 番： さっき会長が言われた様に、最適化推進委員と言うのは、農業委員が任命する様な形になっている訳ですから、農業委員が、最適化推進委員の役割とか、ある程度基礎的な知識を持っているはずですから、現農業委員が中心になって、地区でいろんな方に働きかけて、する以外にはないと思います。そういう方法でないと上手く行やって行けないんじゃないでしょうか。場合によれば、地区の町の職員のOBの方とか、JAのOBの方とか、そういう事を踏まえて、現農業委員の地区の人が一緒に成って、ある程度アタックしないと、応募も難しいし、なかなか出来ないと思います。その意味から言ったら、何とか今の農業委員が、やって行かないと、いけないのでは無いでしょうか。そうしないと今の形が取れないと思います、推進委員5人なら、5人、地区の5人の。江府町も地域おこし隊とか、そう言った所にもアタックしたり、そういう面からのアタックも必要ですし、いろんな面から現農業委員が地区のそういう事で動いたり、地域おこし隊とか全体の事をやっておられる方がいないんですか。いろんな方法は有るんですけども、要は、農業委員がやって行かざるを得ないでしょうか、と言うのが気持ちです。

議 長： と言う意見が出ましたが、他に何か、お考えが有りませんかでしょうか。

2 番： 取り敢えず、宮市では、原が3期出たので、原事態としても、大体3期交代でしていただんですけども、大字宮市、交代、原が3期に成ったので、宮市に返すという事で、区長に話をしたのです。たまたま私も29年度の原の区長ですので、町会議員の長岡君にも話をして、原が3期終わったので、宮市で話をしてくれないか、と言う事をしたもので、ある程度、農業委員さんもそれぞれの集落の事情も有る物で、その辺は、両者の区長さんにも相談しながら話をしないと、いくら立候補と言っても、いけないと思います。決まっていない所は両方の区長さんと話をしないと、町長が任命すると言っても、ある程度、区長さんと現職の人が動かないと、待っていても、なかなか決まらないと思います。推薦した者は良いけれども、それ以外は現職さんが動かないと、どうにもなりません。問題は俣野ですね。俣野がどんな話をするか。俣野から1人出て貰わないと、なかなか大変だと思います。その辺は、事務局で話をして、区長さんに持って行く、と言う様な格好にした方が良いと思います。

3 番： 大分声はかけていますが、皆尻ごみをして。

2 番： 区長さんに話をして、推薦をして貰う様にしないと、当人同士で話をしても全然だめだと思います。

事務局： 尾之上原の、3月まで区長をしておられた、中尾慶治郎さんからは、事務局の方に俣野から出さないといけない、という問い合わせは入っておりました。区長さんの方は、選ばないといけないな、と言うご認識はあった様です。

6 番： 俣野を1つに纏める人間がいないんです。俣野集落は3つに分かれているから、集落が合わない訳です。その辺が難しいんです。

9 番： 俣野から、森林組合の理事が毎回出ていますので、兼務させても良いし、今出ているのは、出来る人です。

2 番： 個人抗議をしても駄目で、やっぱり集落で話をして、推薦に持って行く様にしないと、駄目だと思います。集落で、区長同士で話をさせないと、個々でしていても決まらない。

1 3 番： 俣野地区が一番困っている訳ですから、そこは何とか出て貰わないと、前に、農地パトロールの関係で、意向調査で俣野を回った時に、農業者の人に、俣野は農業委員がいないので、相談できなくて、と言われて、びっくりした事が有ります。そういう風に成らない様に、どういう形でも埋めて行かないと。

9 番： 結構おられます。役場を卒業された方も有るし。

6 番： 推薦がもしなければ、両方、どうなる訳ですか。町長に任命ですが、推薦が有った物は必ずなる、その辺がちょっと分からなくて、誰か1人でも、1人の人が個人的に推薦して、地域の皆を無視した状態になった人をもし町長が選んだ時に、例えば私が会長を推薦して、集落の人が誰も知らなかった場合に、なぜあの人になったのか、推薦しただけで成るという事で、選ばれる、優先させるのであれば、非常に問題だと、これは今回初めての取り組みだけど、これは推薦が有るまで、推薦を選ぶわけなのか、なかった時にどうするか、と言う事も、再度推薦する。推薦を本当に推進するのであれば。

1 2 番： 規約的には、個人立候補でも良いという事に成っているので、それは文句が言えない。

議 長： 言われる様に、個人で手を挙げて出ても良いんです。

6 番： 実際に個人で手を挙げてと言う人はいない訳だから、

議 長： 1人おられました。おっしゃったので、そのケースもありかなと。

7 番： 大体、この制度に成ってから、今回改正に成ったので出て下さいと言っても、部落同士で、話し合いが、2部落で出る分を、前は交代で出ていたのが、これに成ってから、関心が無い事はないだろうとは思いますが、投げやりみたいになる様な気がしてならない、どっちかと言うと、私たちが話しかけても、もうあなたがなっているから、成れば良い、そんな事では無いでしょう、と言う様な感じ、2部落なら、2部落で検討して貰って、出るのが筋ではないかなと言う気もするけど、昔のやり方だったらそうなるけ

れども、今の新しい分に成ってから、関心が無い様な気がする、どっちかと言うと。各部落に対して。

6 番： 良い例は、日南町、日野町が先に、これだけいろんな問題が有った訳だから、問題が起き無い様なやり方をするのが一番良いんだろうけれど、実際にやって見ないと分からないですけれども、大変難しい、今は推薦が有るんだけど、じゃあ0だったら、どうするの、と言う事もちゃんと決めておかないと。

2 番： 無ければ協議するしかない。

議長： 農業委員は町長に任命で良いんですけれども、推進委員は、我々が選んでおかなければいけないと言いますか、7月20日以降に農業委員に決まった人が、推進委員を最終的に委嘱されるので、その時と言うのも有るかもしれませんが、両方、議会同意をしてから任命ですよ、町長は、議会は7月だったら、6月が議会ですね。

12番： 最終リミットは、何時に成りますか。議会承認もするんですか。

事務局： 農業委員さんは議会承認です。遅くとも7月の臨時会までには。5月上旬です。

12番： 会長がピックアップしてみて下さい。5人。地理的に見て。

1 番： 推進委員は地域を決めて有りますよね。地域の農業委員さんが中心になって、取り敢えず推薦者を決めて貰って、推薦するという方法はどうか。

13番： それが1番だと思います。

局長： ただ、農業委員さんが決まらないと、推進委員も決まりにくいと言う事も有りますので。

12番： 地区的なバランスが有るので。

局長： 一番良いのは農業委員さんがある程度決まれば、その中でまたしてもらえるので。

2 番： 取り敢えず農業委員さんを先に決めてしないといけない。

局長： 推進委員さんの方は、日程的にまだ余裕はありますので。議会どうこうは無いので、ちょうど議会の任期が切れる関係で、6月議会が、6月6日、7日、8日だったか、早いもので、出来ればそれに間に合わせる為には、遅くとも5月の中旬には、決めておか

ないといけないという事が有りまして、最悪の場合には7月の臨時議会に成るかもしれませんが、出来れば遅くても、5月の中旬までには決まって、評価委員会をして、そこできちんと確認をさせて頂くという物が出来ればと思っております。

2 番： 今出てない所の委員さんと、区長さんとで協議をしてもらって、と言う意外に手はないと思います。そうしないといけないと思います。

局 長： 実行組合長さんと、区長さんとでやって頂くというのが一番良い形で、今のバランスが13人出ておられて、今度が非農家の人も加えて11人ですので、その所で、推進委員さんを出すという様な事が良いのかなと言う様な気はしますが。

9 番： 区長会と言うのはいつありますか。

事務局： 21日です。

9 番： その時に、その地区の推薦を出して貰えば良いのでは。いかがなものでしょうか。

3 番： 新しい制度に成ると言う事が、浸透してないみたいですね。

議 長： 農協の座談会の時にも、行って説明をさせて頂いているんですけども、全員が来ておられないから、一部の人しか伝わってないかもしれません。放送とか、町報では流しているんですけども、なかなか決定しない、と言うのが実態みたいです。

13番： 最適化推進委員と言うのは、地区で割り当てられているのですから、何とか、推進委員は、こういう仕事と言うのは、ある程度、現農業委員は知っている訳ですから、今言った様に、地区の区長さん、場合によっては、組合長に話しかけて、OBとか、そういう繋がりのある人に、と言う事で、お願いする以外にないと思います。そういうのを働きかけるのは、現農業委員だと思います。

3 番： 現在の農業委員さんが引き続き出られる人はありますか。この中で。

事務局： 中田泰さん、川上博久さん、長尾保さんは推進委員ですけども。既に申込書を頂いております。後の方、柿原の奥田隆範さんは新人ですし、吉原の大田敏朗さんも全くの初めてです。他にも、下蚊屋とか、申込書を取りに来られた集落は何件かありまして、その後動きが有りません。

議 長： なかなか難しい問題なんですけれども、今の、我々、農業委員が主体的に動いて、やり方は色々あると思うんですけども、今言われる様に、区長さんとか、実行組合長さ

ん、そういう方と相談しながら、地域で選んで頂く、と言う事になろうかと思うんですけども、農業委員もバランスが有りますから、前は実行組合長会議でバランスを取っていたと思うんですけども、今回はそういった事は、全く、フリーなので、そこら辺がちょっと気にかかる所です。地域割りに成っているかどうか、そういった事で、こればかり議論していても、なかなか纏まりませんので、今の委員さんが、その地域で相談しながら決めて頂くと、言う事で、よろしゅうございますか。

委員： はい（全員）

議長： 次は、その他2は次回農業委員会総会でございますけれども。

事務局： 失礼します。その前に、すいません、資料だけ説明をさせて頂けましたら。資料2の方が、これも何回か以前にお配りをしているんですけども、鳥取県内の委員会の新たな体制への取り組み状況と言う事で、最終的に、今現在、定数が確定した数がこれに全市町村記入してあります。太字で書いて有る数字が確定数字でございます、一番下が江府町でございます。見て頂きますと、11と5で、他市町村も、北栄町と境港市は平成30年度に移行と言う事で、それ以外は既に決定しております。まだ、大山町、伯耆町等は4月から募集を掛けるという所もある様でございます、7月19日、これら他の市町村も江府町と一緒に、一斉に移行する予定でございます。資料2の2ページ目、3ページ目は応募状況等でございます、これは全国の状況ですけども、女性委員がこれで増えるとか、そう言った物の資料でございます。こちらの方は、またご覧頂ければ良いかと思えます。もう1つ、資料3が、平成29年度、江府町農業委員会各活動年間スケジュール（案）と言う事で、これは7月に一旦現在の農業委員さんの任期が切れますので、7月以降は、また新たに総会等で計画を立てられると思えますけれども、一先ずの予定が、7月までは、こう言う予定かなと思っております。7月19日までですので、7月20日が新たな農業委員さんの任命式かなと思っております。先程も議論が有りました通り、6月のその他の方に町議会の定例会なり、町議会議員選挙、臨時議会が有るよ、と言う様な物を参考までに入れさせて頂いております。以上でございます。後、農業委員会の総会でございますが、5月10日水曜日、午前9時30分からと言う事で、よろしいでしょうか。場所は、防災情報センターと言う事で。

議長： 総会の日時、会場ですが、よろしゅうございますか。

委員： はい（全員）

議長： 5月10日、9時半から防災センター、と言う事に決まりました。3番目、農地相談会。

事務局： 今月の27日木曜日、1時半から4時まで、開発センターの方で、今回の順番が、中田委員さんと、宇田川潔委員さんに成っております、よろしいでしょうか。

議長： 中田委員と宇田川委員、よろしいですか。

1 番： 出来れば外して貰いたいです。6月位で。

事務局： 会長さんに4月に入ってもらっても可能ですか、6月に本当は会長さんの予定だったんですけれども。

議長： 4月27日、あまり木曜日は出来ないですけれども。

事務局： 長尾委員は忙しいですか。谷口委員は、27日は忙しいですか。

7 番： 27日、大丈夫です。

議長： 谷口委員、お願い出来ますか。

7 番： はい。

議長： 無理を言いますけれども、よろしくお願いします。

2 番： 農林課長さん、この間、宮市の方から怒られまして、農振の見直しを本気であるのかと言われて。

局長： やる気は有ります。

2 番： やる気ばかりで、後がないとこの間言われて。

局長： 本気でやります。今まで、1回調べた物を出して、見て貰って、また返してと言うのが、あの辺で終わっていますので、取り敢えず、A、Bが有って、Bの部分は外すという様な形で、やらして貰う様に、今やろうかと思えます。今までのやり方で1回全部の物を見て貰って返すという事はなかなか出来ないのです。

2 番： Aでも駄目な所はあるから。

局長： その辺は、Aだけれども、限りなくBに近いAが有れば精査して頂いて、そこで、落とす物は、落とさせて貰わないと、と言う様なやり方をしないと、20年くらいしてな

いので、一方的には成るかもしれないんですけども、そういうやり方でやって行かないといけないとは思っています。

2 番： 山の中に畑が有って、それが農振に入っている所がある。

議 長： 地籍はまだですか。

2 番： まだまだ。

議 長： 地籍をやれば落とせるんですけども。

局 長： 地籍をすれば自動的にと言うか、そこで終わって反映します。

2 番： 今年中にしますと言っておきます。

議 長： 他に無い様でしたら、第34回農業委員会総会を終わりにしたいと思います。今日は、農林産業課の方から、下垣課長と松原さんにもお越し頂きまして、引継もかねてして頂きましたが、これからの総会も、農林産業課の方から、どなたか来て頂くという事をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

平成 年 月 日

署名委員 10番委員

署名委員 12番委員